

西坂税理士事務所だより

発行人 税理士 西坂 竹美

事務所 熊本市東区沼山津1-9-21

〒861-2102 TEL (096) 214-7101

FAX (096) 214-7102

ヒントヒント

回転ずし

日本食の代表として外国人からの人気も高い「回転ずし」を考え出したのは、「廻る元禄寿司」の生みの親、故・白石義明さん。白石さんは鉄工所や工場が集積していた布施市で立ち食いずし店を開き、労働者や学生の人気が大繁盛。人手不足に悩んでいたが、地元の料飲組合の視察で訪れたビール工場で大きなヒントを得た。ベルトコンベヤーの上をビール瓶が次々と流れていく。回転ずしのアイデアが生まれた。だが、どこの工場も相手にしてくれず、自力で作ることにした。試行錯誤の末、苦節9年で完成した。今では広辞苑にも載り、同業者も増え、国内外を問わず人気の外食産業に成長した。(日本経済新聞・杉山恵子)

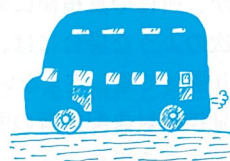
ヒントヒント

税務

ミニガイド

国税庁によると、令和5年度において査察調査の結果、検察庁に告発した件数は101件、脱税総額(告発分)は89億円、告発率は66.9%でした。

令和5年度中の一審判決83件全てに有罪判決が言い渡され、そのうち9人が実刑判決(最長は懲役4年、他の犯罪と併合で懲役6年)でした。



もみじ(新潟・弥彦山)

鎌形 久/オアシス

扶養控除等申告書の 記載事項〔簡易な申告書〕

□簡易な申告書

扶養控除等申告書に記載すべき事項がその年の前年にその支払者に提出した扶養控除等申告書等に記載した事項から異動がない場合には、「簡易な申告書」(その記載すべき事項の記載に代えて、その異動がない旨を記載した申告書)を提出することができます。

簡易な申告書は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき給与等について提出する扶養控除等申告書から提出することができます。

□記載すべき事項の全てに異動がない場合

簡易な申告書によることができるのは、扶養控除等申告書に記載すべき事項の全てが、その給与等の支払者に前年に提出した扶養控除等申告書に記載した内容から異動がない場合をいいますが、所得の見積額に変動があった場合等のうち次のような場合には、異動がないものとして取り扱って差し支えないこととされています。

(1)源泉控除対象配偶者の所得の見積額が95万円以下である場合

例えば、前年の所得の見積額が48万円(給与収入103万円)であった配偶者の本年の所得の見積額が75万円(給与収入130万円)となったような場合

(2)控除対象扶養親族及び年少扶養親族の所得の見積額が48万円以下である場合

例えば、前年の所得の見積額が0(給与収入0)であった扶養親族の本年の見積額45万円(給与収入100万円)となったような場合

□年齢の変動により異動がある場合

扶養親族の年齢の変動により、異動がある(簡易な申告書を提出できない)のは、次のような場合です。

(1)控除対象扶養親族に該当する人の年齢が70歳に達し、老人扶養親族に該当することとなった場合

(2)特定扶養親族に該当する人の年齢が23歳に達し、特定扶養親族に該当しない控除対象扶養



○税金にも時効があるのでしょうか。

あります。税金の申告書を申告期限内に提出した場合は3年。申告期限内に申告書を提出していない場合は5年です。ただ、贈与税は他の国税よりも1年長く6年です。ただし、脱税の意思があった場合は7年になります。偽りまたは不正の行為のある場合、いわゆる「脱税」に該当する場合は、7年となっています。



親族に該当することとなった場合

(3)控除対象扶養親族に該当する人の年齢が19歳に達し、特定扶養親族に該当することとなった場合

(4)16歳未満の扶養親族に該当する人の年齢が16歳に達し、控除対象扶養親族に該当することとなった場合

(5)国外居住親族について扶養控除の適用を受けている場合で、その国外居住親族の年齢の変動により、扶養控除の適用要件である年齢等の区分が変わる場合

□簡易な申告書の記載方法

簡易な申告書による場合、本人の氏名、住所または居所および個人番号(会社が従業員の個人番号など所定の事項を記載した帳簿を備えているときは不要です。)を記載したうえ、余白に「前年から異動なし」と記載する等して提出します。

□国外居住親族の取扱い

簡易な申告書を提出して、国外居住親族について扶養控除または障害者控除の適用を受ける場合は、通常の扶養控除等申告書を提出する場合と同様に、親族関係書類、送金関係書類等の証明書類の添付または提示が必要となります。

マイナンバーカードの 活用と税務に関して

7月、総務省は「マイナンバーカード」が交付された枚数が約1億25万枚になり、累計が1億枚を突破したことを公表。保有割合は日本の総人口の8割となりました。現在、マイナンバーカードは行政サービスや医療サービスなど日常生活の様々な部分で必要なものとなっており、今後、その重要性はより高まると予想されます。

1. マイナンバーカードの概要

マイナンバーは住民票を持つ日本国内の全住民に付番される12桁の番号で、社会保障制度、税制、災害対策など、法令又は条例で定められた事務手続で使用されます。マイナンバーによって個人の特定を確実かつ迅速に行うことができ、行政手続において、行政機関等の間で情報連携をすることにより必要な添付書類が減るとともに、事務処理もスムーズとなります。

2. マイナンバーカードと税務

所得税等確定申告では、ご自身のマイナンバーカードを利用することで、手間を軽減できる「マイナポータル連携」というシステムがあります。これは、マイナンバーカードを利用してe-Taxで確定申告をする際、マイナポータル経由で必要な各種証明書等のデータを一括取得し、申告書の該当項目を自動入力できるシステムです。令和6年分の所得税等確定申告より「マイナポータル連携」の対象が拡大されました。また、相続税、贈与税の電子申告でも活用することができます。

3. マイナンバーカードによる公的書類の取得

これまで市区町村が発行する各種証明書（住民票の写し、印鑑登録証明書など）は各自自治体の窓口に出向く必要がありましたが、マイナンバーカードを使って全国のコンビニエンスストア等に設置されているマルチコピー機で取得できるようになりました。このようにマイナンバーカードをうまく活用することで効率よく事務処理を進めることができます。

ナマの税務相談室

Q

相続人4人のうち、甲が相続財産中のA土地を相続する代わりに、自己所有のB土地を、相続人乙に渡すことになった場合について、お尋ねいたします。

代償分割における 代償財産の価額

1. 代償財産として甲、乙の課税価額に算入される金額は、B土地の相続税評価額でしょうか。それとも、時価でしょうか。
2. 代償分割としないで、相続終了後にB土地を乙に贈与した場合、贈与税の課税価額は相続税評価額で良いでしょうか。

A

なるほど、基本的なご質問ですね。それでは個別にご説明いたしましょう。

1. 代償分割における代償財産の価額

相続人甲が相続によりA土地を取得する代償として相続人乙に甲所有のB土地を交付した場合、甲が遺産の代償分割により負担した債務を履行するための資産の移転となりますので、甲については、その履行の時における時価により

B土地を譲渡したことになり、所得税が課税されることとなります。

乙が代償財産として取得するB土地は相続税の課税

価格の計算の基礎となる財産ですから、代償債権として相続税の課税価格に算入される金額は、B土地の時価ではなく、相続税評価額に相当する金額によることになります。

2. 贈与税の課税価格

贈与により取得した財産価額は、その取得における時価により評価することになり（相続税法第22条）ます。

その時価は、財産評価基本通達の定めによって評価した金額によるものとして取り扱われています。

従って、相続終了後に甲から乙にB土地の贈与があった場合には、その贈与税の課税価格はB土地の相続税評価額となります。

中小企業賃上促進税制 適用の留意事項

雇 用者給与等支給額が前期雇用者給与等支給額を超えている事により、その超過差額の最高45%の税額控除額が算定されるものの、法人税額の20%を控除上限とするとの制限規定で控除限度超過額が生ずる、というのは通常多いケースです。

今 年の税制改正で、中小企業限定ですが、先の税額控除限度超過額は、5年間の繰越控除が出来ることとされました。その適用に当たっては、賃上げ促進税制の別表を作成提出し続ける事が要件となっています。繰越欠損金の発生年や繰越欠損金があるためにゼロ申告となっている年でも、賃上促進税制税額控除限度超過額発生年となる事は

通常の事なので、ゼロ申告書でも賃上促進税制の別表の添付をする事になりそうです。

従 来においても、ゼロ申告の年でも、税務調査で納税額が出ることになる可能性がある場合に備えて、法人税申告書に賃上促進税制の別表を添付しておき、税額控除の適用の可能性を担保しておくべき、とは言われていました。今後は、このようナリスク管理的な配慮での添付の必要性ではなく、5年間の内に繰越限度超過額の利用の機会が生じたりすれば、税額控除の適用を受けられるものなので、添付洩れは有ってはならない行為となります。

本 年改正の賃上促進税制で5%上乗せ要件の「く

るみん」「えるぼし」認定の要件内容は、①プラチナくるみん、②プラチナえるぼし、③13条くるみん、④9条えるぼし、の4種類です。

①と②のプラチナ認定は最上級の認定で、一度受けた認定で毎年適用要件を充足します。③と④は基準適合した「くるみん」と「えるぼし」で、認定を受けた年のみが要件充足年となります。

ち なみに、「くるみん」とは、仕事と家庭の両立支援対策を課題とする次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度です。「えるぼし」とは、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定制度です。

「 くるみん」「えるぼし」ともに、都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができる制度です。

11月。小春日和。白壁に背中を預けて休みたくなる。「小春日にさそはれ降りし無人駅 遷子」
年末調整事務をスムーズに行うためには11月中旬から準備を進めておきましょう。今年は、定額減税があり、一寸複雑でもあります。
「北風の南にかはる小春子規」
「女医に咽喉診られてをりし小春かな 翔」
7日立冬、22日小雪。



バカな奴は単純なことを複雑に考える。
普通の奴は複雑なことを複雑に考える。
賢い奴は複雑なことを単純に考える。

(稲盛和夫)

11月の税務メモ

(国 税)

- 10月分源泉所得税の納付（特例適用者を除く）
- 所得税予定納税額の減額申請
- 9月決算法人の確定申告
- 6年3月決算法人の中間(予定)申告
- 所得税予定納税額の第2期分納付
- 特別農業所得者の予定納税

11日

15日

12月2日

〃

〃

〃

(地方条例による)

(地方税)

- 10月分個人住民税特別徴収分の納付
- 9月決算法人の確定申告
- 6年3月決算法人の中間(予定)申告
- 個人事業税の第2期分納付

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。